

名古屋市、小牧市の2会場で

「全国労働衛生週間説明会」開催



小牧会場での説明会



名古屋会場での説明会



挨拶をする原田北監督署長

当協会は全国労働衛生週間準備期間中の9月2日・7日の両日、名古屋北労働基準監督署の後援を得て「全国労働衛生週間説明会」を名古屋市内と小牧市内の2会場で開催した。

ム工業(株)宮原安全衛生部長があいさつ。7日は、名古屋能楽堂会議室に会場を移して開催され、最初に当協会安全・衛生部会長・清水建設(株)名古屋支店新徳安全環境担当部長があいさつをした。両日ともこのあと、原田北監督署長のあいさつ、同協会小牧支部長・東海ゴ

長による「全国労働衛生週間実施要綱等について」のお話、愛知県歯科医師会理事・歯科医師の佐藤理之氏による「生活習慣病と歯周病」の講演、愛知産業保健推進センター特別相談員、東海労働経済研究所代表小栗利治氏による「心と体の安全と健康について」の特別講演などがおこなわれ盛況のうちに2日間の説明会を終えた。

歯科医師等の特別講演も

石綿による疾病に
気づいていない方
を探しています。

愛知労働局
名古屋北監督署



5 6 1 — 8 6 5
6 0 5 2 — 9 5
7 災 課
8 基 準 監 督 署
9 劳 工 动 卫 生

問い合わせ先
愛知労働局労災補償課
☎ 052-972-0259 (ダイヤルイン)

石綿による健康被害については、社会的な問題として強い関心が寄せられていますが、石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなられた労働者のご

遺族に支給される特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。また、労災保険給付の請求についても請求期限(時効)があります。お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。石綿による疾病と認められた場合、労災保険給付又は特別遺族給付金を受けられる場合があります。

まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談ください。

お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。石綿による疾病と認められた場合、労災保険給付又は特別遺族給付金を受けられる場合があります。